

行政不服審査法の改正に伴う川崎市公文書公開・
個人情報保護制度における救済手続のあり方について

－ 答 申 －

平成 2 7 年 1 0 月

川崎市情報公開運営審議会

まえがき

川崎市では、市民の知る権利を実効的に保障し、開かれた市政の実現に向け、政令指定都市ではじめて昭和59年に情報公開条例を制定し、公文書公開制度をはじめ、個人情報保護制度、情報提供制度、公人の資産公開制度及び会議公開制度の5つの制度からなる統合的情報公開制度を推進しているところである。

平成26年6月13日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正行審法」という。）が公布され、この日から起算して2年を超えない範囲内において施行されることとなった。改正行審法では、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大の観点から見直しが行われ、不服申立ての種類（審査請求と異議申立て）の審査請求への一元化、不服申立て期間の延長並びに審理員による審理手続及び第三者機関である行政不服審査会への諮問手続が導入された。

現在、川崎市における公文書公開制度及び個人情報保護制度（以下「情報公開制度」という。）における不服申立てについては、実施機関が、第三者機関である川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開審査会」という。）に諮問し答申を得て裁決を行っている。

このような状況において、平成27年7月3日付けで、川崎市長から行政不服審査法の改正に伴う情報公開制度における救済手続のあり方について、川崎市情報公開運営審議会に諮問があり、当審議会としての審議結果が得られたので、ここに答申する。

なお、審議にあたっては、これまでの情報公開審査会の審査状況を踏まえたうえで、改正行審法の主旨を考慮しながら検討を行ったところであるが、本答申の取扱いについては、今後の国の動向や見解等を踏まえ、さらに、情報公開制度の不服申立てに特有な事情について十分配慮し、適切な対応を図ることを期待するものである。

平成27年10月13日

川崎市情報公開運営審議会
会長 安 富 潔

目 次

まえがき

1 基本的な考え方	1
2 条例改正について	2

参考資料

1 諮問書	5
2 川崎市情報公開運営審議会での審議状況	6
3 川崎市情報公開運営審議会委員名簿	6

1 基本的な考え方

情報公開制度における審査請求については、審理員の指名及び行政不服審査会への諮問を行わず、川崎市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行う現行の審査制度を基本とする。

(説明)

○改正行審法では、第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員を指名することを定めた改正行審法第9条第1項本文の適用を除外することができるとされており、また、審理員を指名しなかった場合は、行政不服審査会への諮問を行わないこととなる。条例にこの特別の定めを設けるか否かについては、当該処分に係る不服申立てに対する審理について、改正行審法と同等以上の審理水準が確保されているか、審理手続に客観性・公正性が認められるかどうか、重要な判断基準になるものと考えられる。

○情報公開制度では、不服申立てを受けた実施機関が、第三者機関である情報公開審査会に諮問し答申を得て裁決を行っており、情報公開審査会の審査は、実施機関から独立し、不服申立人及び実施機関双方の主張を聴いたうえで行われている。このような手続は、改正行審法と同等の審理水準であり、審理手続に客観性・公正性があると言える。

○また、情報公開制度における不服申立てについては、制度発足当初から情報公開審査会（旧公文書公開審査会、旧個人情報保護審査会を含む。）が審査を行っており、公文書の開示請求に係る不服申立てについて約250件、個人情報の開示等請求に係る不服申立てについて約160件の審査実績がある。審査・答申に係る知識、経験の蓄積を考慮すると、新たに設置される行政不服審査会で審査を行うより、これまでどおり情報公開審査会が審査を行うことの方が、よりの確な審査が行われ、市民の信頼・納得を得られるものと考えられる。

○以上のことから、情報公開制度における不服申立てについては、現行の制度において審理・裁決の公正性が確保されていると言える。また、これまでの蓄積を生かしたよりの確な審査手続を行うためには、これまでどおり、情報公開審査会に諮問をする現行の審査制度を基本とすることが妥当である。

2 条例改正について

情報公開制度における審査請求については、現行の審査制度を基本としつつ、改正行審法の内容・主旨に沿った整備を行うための条例改正をする。

(説明)

○情報公開制度における審査請求については、情報公開審査会へ諮問を行う現行の審査制度を基本とする。そのうえで、改正行審法の内容・主旨に沿った条例を整備することが必要である。

<主な改正内容>

(1) 現行のとおり、情報公開審査会へ諮問を行う。

(川崎市情報公開条例第22条、川崎市個人情報保護条例第33条関係)

情報公開制度における審査請求については、改正行審法の施行後も情報公開審査会へ諮問を行うこととするため、審理員の指名を行わない規定を設ける。

(2) 不作為に対する審査請求について、諾否の決定に対する審査請求と同様に扱う。

(川崎市情報公開条例第22条、川崎市個人情報保護条例第33条関係)

現在、情報公開制度における不作為に対する審査請求については、情報公開審査会へ諮問を行っていないが、改正行審法では、不作為に対する審査請求について、審査庁は不作為が違法又は不当かにとどまらず、紛争の一次的解決を図るために申請を認容すべきか否かの実体的判断を行うことが原則とされた。情報公開制度に係るそのような判断に当たっては、情報公開制度に係る事情を考慮する必要性が想定されるため、第三者機関である情報公開審査会へ諮問し、答申を得るべきと考える。したがって、不作為に対する審査請求についても情報公開審査会への諮問を行う現行の審査制度における手続を行うよう改正が必要である。

(3) その他(文言の整備等)

改正行審法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)の内容・主旨に沿った条例及び規則の整備が必要である。

参 考 资 料

1 諮問書

写

27川総行情第694号
平成27年7月3日

川崎市情報公開運営審議会
会長 安富 潔 様

川崎市長 福田 紀彦

行政不服審査法の改正に伴う川崎市公文書公開・個人情報保護制度における 救済手続のあり方について（諮問）

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成26年6月13日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行されることとなりました。これにより、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立て制度が変更されます。

つきましては、新たな不服申立て制度の下における川崎市公文書公開・個人情報保護制度に係る救済手続のあり方について所要の整備を行う必要がありますので、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第33条第2項第1号及び第2号の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項

行政不服審査法の改正に伴う川崎市公文書公開・個人情報保護制度における救済手続のあり方について

（総務局情報管理部行政情報課情報公開担当）

2 川崎市情報公開運営審議会での審議状況

本諮問に係る川崎市情報公開運営審議会での審議状況は、次のとおりである。

回数	開催日時	開催場所	主な審議事項
1	平成27年9月10日(木) 午前10時～正午	市役所第3庁舎18階 大会議室	○諮問について ○基本的な考え方の検討
2	平成27年10月13日(月) 午前10時～正午	市役所第3庁舎18階 大会議室	○答申案の検討・確定

3 川崎市情報公開運営審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体等
市 民 委 員	江原 和人	市民公募委員
	加治 秀基	川崎商工会議所副会頭
	門倉 慎児	川崎地域連合議長代行
	神澤 修	市民公募委員
	鈴木 尚子	川崎市全町内会連合会(木月三丁目町会(中原区)副会長)
	檜林 照江	川崎市民生委員児童委員協議会副会長
	村島 直子	市民公募委員
学 識 経 験 者	板垣 勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	薄井 一成	一橋大学大学院法学研究科准教授、 同大学国際・公共政策大学院准教授
	○大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	塩入 みほも	駒澤大学法学部准教授
	清野 幾久子	明治大学法科大学院教授 弁護士(東京弁護士会)
	瀧村 誠	神奈川新聞社川崎総局長
	人見 剛	早稲田大学大学院法務研究科教授
	◎安富 潔	慶應義塾大学名誉教授、京都産業大学法務研究科客員教授、 弁護士(第二東京弁護士会)
	湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

◎会長 ○副会長

※任期：平成26年1月1日～平成27年12月31日